平成25年度から実施(変更を含む)する福祉課の主な事業について

1 インフルエンザ予防接種助成について

新規事業としてインフルエンザ予防接種助成を実施します。
つきましては、下記事項をご留意のうえ、予防接種を受けていただきますようお願いします。

1　助成対象者
組合員(任意継続組合員を除く)とします。

2　助成金額
1人1,000円とし、1年度内1回を限度に助成します。
ただし、インフルエンザ予防接種費用が、1,000円未満の場合は助成対象外とします。

3　請求手続き等
⑴　組合員は、インフルエンザ予防接種を受けたときは、接種年月日・接種者氏名・自己負担額・予防接種の種類が明記された当該医療機関発行の領収書を添付またはインフルエンザ予防接種助成金請求書(以下「請求書」という。)に定める医療機関の証明を受け、請求書に必要事項を記入し署名捺印のうえ、各所属所の共済事務担当課に提出してください。
⑵　共済事務担当課で請求書を取りまとめ、共済事務担当課から共済組合に送付します。
⑶　共済組合は、請求書の内容を確認のうえ助成金額を決定し、組合員の全員口座に送金します。

4　請求書について
請求書ついては、各所属所の共済事務担当課へ申し出て交付を受けていただくか、本組合のホームページ(http://www.saitama-ctv-kyosai.net)からダウンロードしてください。

5　その他
⑴　医療機関発行の領収書については、原本を添付してください。
なお、レシートは不可とし、手書きの領収書の場合は当該医療機関の証明が必要となります。
⑵　領収書の原本が添付できない場合は、当該領収書の写しに所属所長の証明を受けたものを添付してください。
⑶　予防接種費用は、医療費控除の対象にはなりません。
⑷　不明な点は、福祉課までお問い合わせください。

2 自動車融資金について(変更)

融資限度額　200万円→300万円
融資金利率　2.66%→2.40%
適　用　日　平成25年4月末融資分より
そ　の　他　融資金対象額は、現行と同様に車両本体価格(値引き後)、特別仕様代及び付属品代が対象となりますので、自動車税及び自賠責保険等の付帯費用については対象となりません。